

第 33 回研究機関の国際交流 特別助成申込要項

1. 趣 旨

本事業は、学術研究の国際交流を推進するため、大幸財団国際交流助成規程の定めるところにより、愛知県内の大学等学術研究教育機関が海外の学術機関と覚書等の締結にもとづき、国内または相手国で学術的にきわめて有益となる行事を開催する場合に助成することを目的とします。

2. 助成期間

- (1) 行事の期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとします。
- (2) 助成期間を前期と後期に区分します。前期は、2019年4月1日から同年9月30日まで、後期は2019年10月1日から2020年3月31日までとします。

3. 助成額

- (1) 1件当たり、20万円以内とします。
- (2) 行事を単位とし、複数の研究者が交流する場合も1件とします。

4. 応募の条件

- (1) 県内の大学等学術研究教育機関を対象とします。
- (2) 同一年度中における申請は2件以内とします。

5. 助成対象

- (1) 他の機関から助成されない費用のうち、次に該当する経費です。
招へい者の旅費、滞在費、講演会費、会場費、資料作成費、通信運搬費、研究費等。
- (2) 覚書等の締結のため必要となる経費も助成する場合があります。

6. 応募方法

- (1) 申込者は財団所定の書類を提出してください。(別紙様式1)
- (2) 締結の覚書等のコピーを添付し、あわせて行事内容について別紙にて説明してください。
- (3) 受入れ機関の発行する行事内容、役割等の記載した招へい状のコピーを提出してください。(和訳を添付すること)

- (4) 相手先機関の研究者を招へいする場合も、上記と同様です。
- (5) 申込書は、和文でワープロ文字にて記入してください。

7. 提出期限

前期は、2019年2月1日から同年2月28日まで、後期は2019年8月1日から同年8月30日までとします。

8. 選考結果の通知と助成金の給付

- (1) 選考委員会を前期は2019年4月中旬、後期は2019年10月中旬に開き、選考結果を通知します。
- (2) 助成金は申し出のあった口座に、行事開催の10日前頃に振込みますので、送金口座依頼書を提出してください。
- (3) 行事の中止、内容の変更等のあった場合は、助成金の全額または一部を返納していただきます。

9. 報告書の提出

開催責任者は、行事終了後3ヵ月以内に財団所定の報告書を提出してください。

10. 付記事項

申込書類は、原則として返却しません。